

宇都宮市から転出される方へ

新しい住所地にお住まいになった日から14日以内に、新しい住所地の市区町村に転入届出をしてください。転入の届出時には、転出証明書、本人確認書類、マイナンバーカード（お持ちの方）、住民基本台帳カード（お持ちの方）が必要となります。

なお、届出が遅れた理由によっては、過料に処せられる場合がありますので、ご注意ください。

宇都宮市での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録をしている方 転出日（または予定日）で宇都宮市における印鑑登録がまつ消となりますので、「印鑑登録証」をお返しください。転出予定日前に印鑑登録証明書の交付申請をする場合は印鑑登録証・転出証明書をご持参ください。 ⇒ 市民課 1階 A 3-8 番窓口 各地区市民センター・出張所	改めて登録をしてください。
国民健康保険に加入している方 転出と同時に宇都宮市での資格がなくなります。 「国民健康被保険者証」をお返しください。 ※国民健康保険税額は、加入月数に応じて計算されます。 ⇒ 保険年金課 1階 A 1-4 番窓口 各地区市民センター・出張所	
後期高齢者医療制度に加入している方 後期高齢者医療制度の資格を喪失することになりますので「後期高齢者医療被保険者証」をお返しください。 県外の病院又は施設等が住所となる方は、資格が継続する場合がありますので、お知らせください。 ※後期高齢者医療保険料は加入月数に応じて計算されます。 ⇒ 保険年金課 1階 A 1-6 番窓口 各地区市民センター・出張所	改めて加入の手続きをしてください。
国民年金に加入している方 宇都宮市での手続きはありません。 なお、日本国籍の方は、外国へ転出されると加入は任意となります。加入を希望される方は手続きをしてください。 ⇒ 保険年金課 1階 A 1-7 番窓口 各地区市民センター・出張所	原則不要（転入先で確認してください）。
国民年金や厚生年金を受給している方 宇都宮市での手続きはありません。	住所変更の届出は原則不要ですが、一部必要な場合もあります。届け出が必要か不明な方は、日本年金機構年金事務所へお問合せください。
小中学校に在学中のお子さんのいる方 在籍していた学校から「在学証明書・教科用図書給与証明書などの転校書類」を受領してください。	転出先の教育委員会で転校の手続きをしてください。
こども医療費受給資格者証をお持ちの方 「受給資格者証」をお返しください。 ⇒ こども政策課 2階 D 1-2 番窓口 各地区市民センター・出張所	改めて受給の手続きをしてください。
重度心身障がい者医療費受給資格者証をお持ちの方 「受給資格者証」をお返しください。 ⇒ 障がい福祉課 1階 B 1 番窓口 各地区市民センター・出張所	
児童手当を受給している方 受給資格消滅の手続きをしてください。 なお、単身赴任等で受給者のみが国外に転出される場合は、国内に残られる養育者の方より改めて新規の申請をしてください。 ⇒ こども政策課 2階 D 1-2 番窓口 各地区市民センター・出張所	改めて新規の申請をしてください（単身赴任等受給者のみの転出も含む）。 ※転出予定日の翌日から起算して15日以内に手続きをしてください。手続きが遅れますと、手当が支給されない期間が発生することがあります。 ※公務員の場合は、勤務先に確認してください。
母子、父子家庭の方で手当等の受給資格がある方 「児童扶養手当証書」及び「ひとり親家庭医療費受給資格者証」（所得制限内の方）をご持参の上、転出の手続きをしてください。 ⇒ こども政策課 2階 D 1-1 番窓口（各地区市民センター・出張所での手続きはできません。）	改めて受給の手続きをしてください。
教育・保育施設等に在園中のお子さんのいる方 入所している教育・保育施設等に退所届を提出してください。 ※他市区町村の教育・保育施設等に入所している方は、保育課（632-2393）にご連絡ください。 ※幼稚園に入園している方は、各幼稚園にご確認ください。	改めて入所の手続きをしてください。

宇都宮市から転出される方へ

宇都宮市での手続き		新住所地での手続き
介護保険の保険証をお持ちの方	<p>「介護保険被保険者証」をお返しください。要介護・要支援等認定済、認定申請中の場合は、「受給資格証明書」を受領してください。</p> <p>⇒ 高齢福祉課 2階 D6-2番窓口 各地区市民センター・出張所</p>	介護が必要な方は、「受給資格証明書」を持参し、転入日から14日以内に住所移転後の要介護等認定申請の手続きをしてください。
上下水道の使用を止める方	<p>使用休止の手続きをしてください。</p> <p>⇒ 上下水道局 お客様受付センター TEL028-633-1300 ※月曜日～土曜日（祝休日、年末年始を除く） ※インターネットでも受付を行っています。 詳しくは、上下水道局ホームページをご覧ください。</p>	改めて使用開始の手続きをしてください。
犬を飼っている方	<p>宇都宮市での手続きは必要ありません。※犬鑑札紛失の場合は、保健所生活衛生課（028-626-1108）にお問合せください。</p>	犬鑑札を持参し、登録事項変更の手続きをしてください。
原動機付自転車(125cc以下、1.0kW以下)をお持ちの方	<p>「ナンバープレート、標識交付証明書」を添えて、廃車の手続きをしてください。</p> <p>⇒ 税制課 2階 C7番窓口 各地区市民センター・出張所</p>	「廃車証明書」を添えて登録の手続きをしてください。
国外へ転出される方 (日本国籍の方)	<p>帰国後、転入届出の際には、「旅券、戸籍謄・抄本、戸籍の附票」をご持参ください。</p> <p>⇒ 市民課 1階 A3-8番窓口 各地区市民センター・出張所</p> <p>国外に転出される方で、一定の要件を満たしている場合は、在外選挙人名簿への登録申請を行い、在外選挙人証の交付を受けることで、日本の国政選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票ができます。</p> <p>※詳しくは、選挙管理委員会（028-632-2794）にお問合せください。</p> <p>国民年金加入者で、海外任意加入を希望される方は、手続きが必要です。</p>	

上記以外の内容につきましては、転入される住所地の市区町村にお問合せください。

宇都宮市から転出後、「住民票除票の写し」「税証明」が必要となった場合は、以下のとおり郵送による申請が可能です。

◆住民票除票の写しの郵送申請 下記の①から④を送付してください。

- ① 申請内容を記載したもの
(右記のとおり。お住まいの市区町村の様式でも申請いただけます)
- ② 返信用封筒（郵便番号・現在の住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの）
- ③ 本人確認書類のコピー（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等、氏名と現在の住所が確認できる書類）
- ④ 手数料=定額小為替証書（1通につき300円。郵便局で購入してください）
※申請書は、ホームページからもダウンロードできます。
<https://www.city.utsunomiya.lg.jp>
→便利ショートカット「申請書」→市民課（住民票、戸籍謄抄本、印鑑証明など）
→各種申請書・届出書一覧（住民票、戸籍謄抄本、印鑑証明などに関するもの）
→住民票の写し等交付申請書（郵送用）
※本人以外の方が代理として証明書を申請する場合は「委任状」が必要です。
詳細についてはお問合せください。
※個人番号及び住民票コードを記載した住民票除票の写しは交付できません。

送付先 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市役所 市民課 証明グループ

電話 028-632-2265

◆税証明（所得・課税）の郵送申請 下記の①から④を送付してください。

- ① 申請内容を記載したもの
(右記のとおり。お住まいの市区町村の様式でも申請いただけます)
- ② 返信用封筒（郵便番号・現在の住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの）
- ③ 本人確認書類のコピー（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等、氏名と現在の住所が確認できる書類）
- ④ 手数料=定額小為替証書（1通につき300円。郵便局で購入してください）
※申請書は、ホームページからもダウンロードできます。
<https://www.city.utsunomiya.lg.jp>
→便利ショートカット「申請書」→理財部（税金）
→各種申請書届出書一覧（税に関するもの 税制課）→税証明書交付申請書
※本人以外の方が代理として証明書を申請する場合は「委任状」が必要です。
※その他の税証明書は必要書類や手数料が異なる場合があります。

送付先 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市役所 税制課 諸税証明グループ

電話 028-632-2187

申請書
・宇都宮市在住時の住所、氏名、 生年月日
・住民票除票の写しが_____枚必要
・使用目的
・現在の住所、氏名（署名又は記名・押印）
・昼間連絡がとれる電話番号
・その他記載が必要な項目（続柄、 本籍、国籍等）

申請書
・申請者の現住所、氏名（署名又 は記名・押印）、生年月日
・○○年度課税（所得）証明が _____枚必要
（最新の証明が必要な場合は、 最新年度とご記入ください）
・使用目的（例：扶養手続等）
・昼間連絡がとれる電話番号